内閣衆質一五四第一四五号

平成十四年七月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長綿貫民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一 見解に関する第三回質問に対

し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する第三回質問

に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成十四年七月十九日内閣衆質一五四第一三一号)一についてで述べた実態調査(以下

「本調査」という。)におけるお尋ねの質問及び回答の概要は、別紙のとおりである。

三について

文部科学省が医学部を有する大学を所掌しているためである。

四について

文部科学省は、 本調査の対象となる大学の選定及び本調査についての当該大学との連絡調整に関し、 協

力を行ったものである。

五について

本調査の対象となった大学の構内である。

六について

\_

本調査の開始時間は、本年六月二十七日午後一時三十分ごろであり、終了時間は、 同日午後三時四十分

ごろである。

七について

本調査により明らかになったいわゆる「医局からの医師の派遣」に関する事実関係は、御指摘の文書に

記載したとおりである。

- 1 講師、助手及び医員について
  - (質問)講師、助手及び医員の関連病院に対するいわゆる「派遣」は、どのように行っているのか。
  - (回答) 関連病院から本大学の教授等に対して推薦依頼があった場合、教授等が適当な者に応募勧奨し、最終的に本人が自由意思により応募する。 関連病院が応募者に対する選考を行い、採否を決定する。
  - (質問) 関連病院に採用された講師、助手又は医員の雇用関係はどうなって いるのか。
  - (回答) 本大学との雇用関係は終了し、関連病院に雇用されることとなる。
  - (質問)講師、助手又は医員は、関連病院での雇用期間終了後、次の勤務先をどのように選択し、決定しているのか。
  - (回答)本人が自ら探す場合のほか、時には、本人から本大学の教授等に別の関連病院の紹介依頼があったり、本大学の教授等から本人に応募勧奨する場合もあるが、いずれにしても、最終的に本人が自由意思により勤務先を決定する。
- 2 研修医について
  - (質問) 研修医の雇用関係及び勤務状況はどのようになっているのか。
  - (回答) 2年間の初期研修のうち、1年目は本大学において勤務する。2年 目は予め定められている研修プログラムに従って、関連病院において 勤務し、その間は、本大学との雇用関係は終了し、当該病院に雇用さ れる。
  - (質問)研修医は、研修修了後の勤務先をどのように選択し、決定している のか。
  - (回答)本人が自ら探す場合のほか、時には、本人から本大学の教授等に別の関連病院の紹介依頼があったり、本大学の教授等から本人に応募勧奨する場合もあるが、いずれにしても、最終的に本人が自由意思により勤務先を決定する。
- 3 大学院生について

 $\equiv$ 

- (質問)大学院生は、博士課程修了後の勤務先をどのように選択し、決定しているのか。
- (回答)本人が自ら探す場合のほか、時には、本人から本大学の教授等に別の関連病院の紹介依頼があったり、本大学の教授等から本人に応募勧 奨する場合もあるが、いずれにしても、最終的に本人が自由意思により勤務先を決定する。